

浜田市のコミュニティ・スクール

「学校運営協議会」と「はまだっ子共育推進事業」

浜田市教育大綱理念

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

自ら学び高めあう学習活動を推進し、
郷土に誇りを持った次世代を担う人づくりを目指します。

学習指導要領

資質・能力の育成

- ・生きて働く知識・技能
- ・未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等
- ・学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等

「社会に開かれた教育課程」の実現



子どもたちの豊かな成長

学校・子ども・地域を取り巻く環境(社会)の変化

- ・生産年齢の人口減少 ・共生社会の実現
 - ・複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担
 - ・グローバル化 ・情報化 ・SDGsの取組
 - ・貧困問題の深刻化
 - ・地域社会のつながりや支えあいの希薄化・・・
- 多様な他者と協働しながら、その都度、最適解を創造し、
よりよい社会、持続可能な社会の創り手に

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度)は
有効な仕組み

地方教育行政の組織及び運営
に関する法律(第47条の5)

社会総掛かりでの教育の実現

地域とともにある学校

子ども(学校)を核とした
人づくり、地域づくり

浜田市の学校を支える地域について

学校を支える地域の仕組みとして、国は
「地域学校協働活動」
コーディネーターや推進員の配置を進めています。

浜田市の子どもを支える地域での活動全体
「はまだっ子共育推進事業」
学校を支える活動、放課後や休日の地域での活動、
家庭教育を支援する活動を進めてきました。



各まちづくりセンターを中心に小中学校と家庭、地域が連携し、
多くの地域ボランティアの方々と学校、ボランティア同士がつながっ
てきました。
この学校と一緒に子どもの成長を支えていく地域の風土、これまでの
学校と地域の良い関係があります。

学校も、保護者、地域も社会の変化とともに、これまで当たり前だと思われていたことが当たり前でできにくくなって
きています。そのようなお互いの状況も理解し合ったうえで、子ども達にとって何ができるのかを話し合うことで、初めて
協働活動が成立します。

対話・協議する場を作る

浜田市のコミュニティ・スクールについて

学校と保護者、地域が知恵を出し合い、「どのような学校を目指すのか(学校運営の基本方針)」、「どのような子どもを育むのか(目指す子どもの姿)」等を共有し、それぞれの役割を確認しながら十分な協議(熟議)を通して、具体的な地域学校協働活動を進めていくことです。

その話し合いをする場が「学校運営協議会」です。

「学校運営協議会」を設置した学校を「コミュニティ・スクール」といいます

対話・協議(熟議)をするには何より、学校、保護者、地域が互いの立場を理解し、尊重し合うことが大切です。

学校(子ども)と地域・保護者のつながりをより増やす

学校(子ども)と地域・保護者のつながりをより太くする

学校(子ども)と地域・保護者のつながりをより強くする

学校運営協議会委員の役割

学校運営協議会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5」の規定により以下の役割を担っています。

【校長の作成する学校運営の基本方針を承認する】

学校と家庭・地域で育てたい子ども像や目指す学校像を共有し、計画の段階から保護者や地域住民等の参画を得た学校運営ができる

承認とは、OKではなくLet's(学校と一緒に汗をかく)

【学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる】

学校の教育活動に対し、様々な角度や多様な見方からの意見をいただくことで、教育活動や地域との連携協働に関する点検や支援する取組につながる

【教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項において、教育委員会に意見を述べることができる】

実現しようとする教育目標・内容等になかった教職員の配置・任用について保護者や地域住民の意向が教育委員会に直接的に反映されることで、各学校の特色ある教育に、熱意・適性ある教職員が集まり、教育力の推進につながる(分限処分・懲戒処分・勤務条件の決定に関する事項は含まれない)

学校運営協議会委員の任用・身分

【任用】

(1)任用までの流れ

「校長 ⇒ 教育委員会」学校運営協議会委員の任命に関する意見書
「教育委員会」意見申し出の内容を確認し任命

(2)任用期間

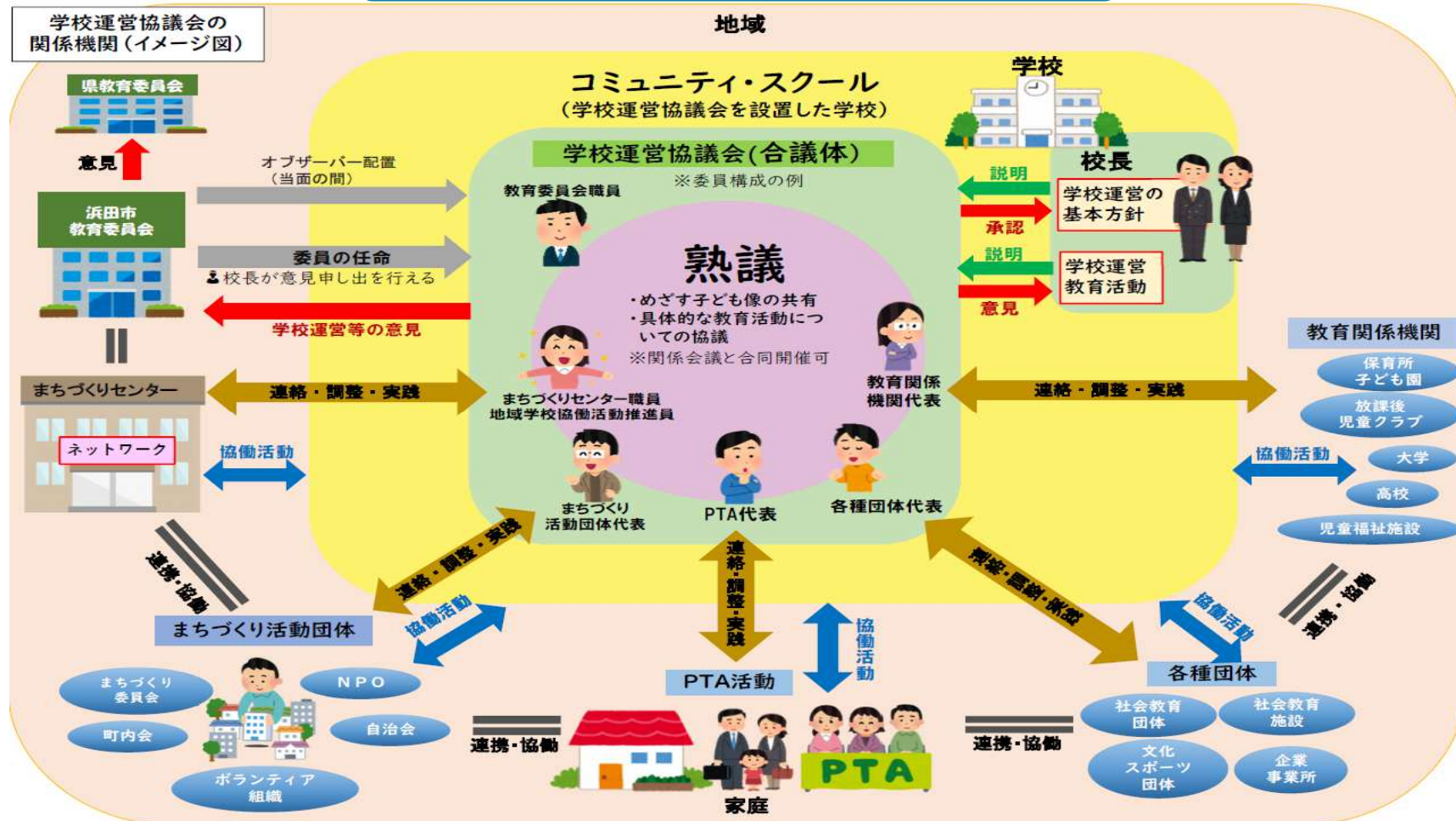
1年(検討中)

【身分】

(1)学校運営協議会委員は「非常勤特別職の地方公務員(地方公務員法第3条第3項第2号)」の身分を有します。(委員は児童生徒や教職員に関する個人情報を知り得る可能性があるため、守秘義務を定めます。)

- ・学校と協力して教育活動や学校運営について協議を行うことができます。
- ・また、合議制の機関として公式に学校や教育委員会に意見を述べるすることができます。

学校運営協議会の設置

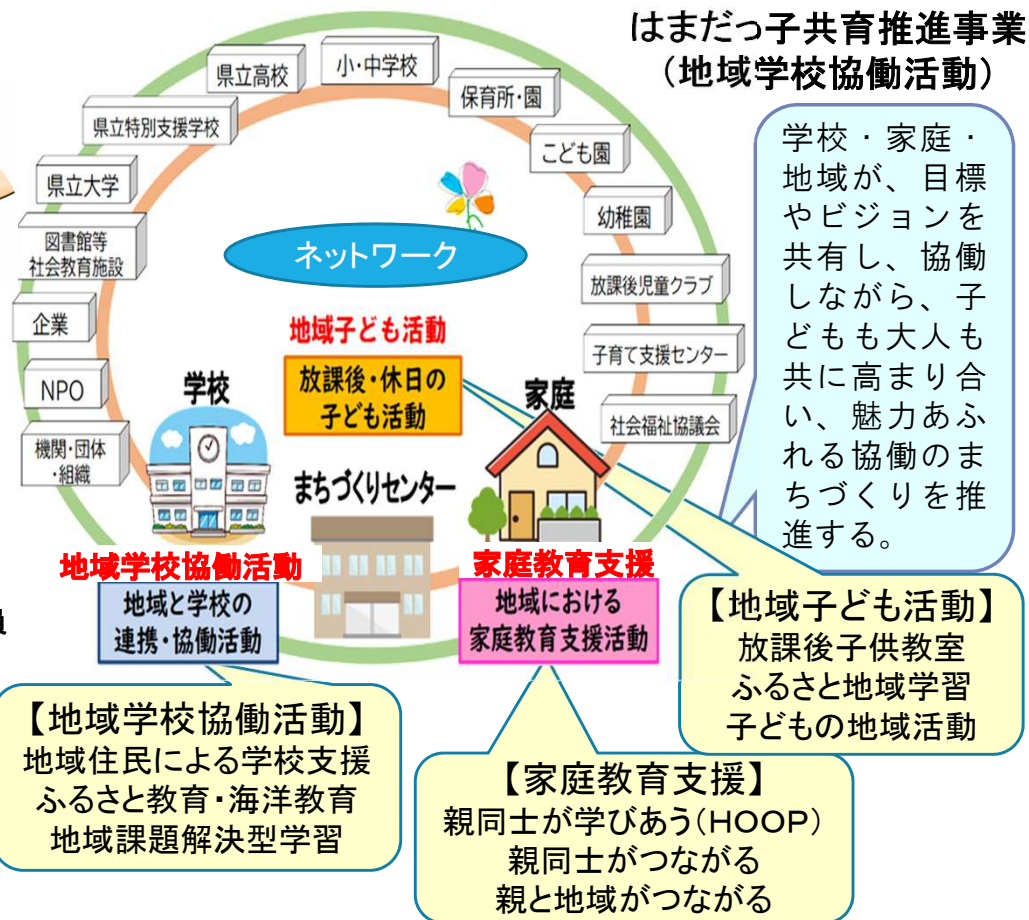


学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

急激に変化する社会を生き抜く子どもたちを育むために、学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動を展開し、「地域とともにある学校」をつくる



共育コーディネーター
地域学校協働活動推進員



地域とともにある
学校づくり

学校運営協議会
(コミュニティスクール)



地域学校協働活動
(はまだっ子共育推進事業)

学校・子どもを核とした
人づくり・地域づくり

浜田市教育委員会
